

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 県土づくり本部 農山漁村課

法令名	海岸法	法令の番号	昭和31年法律101号
許認可等の種類	海岸保全区域の制限行為の許可	根拠条項	海岸法第8条第1項
審査基準	海岸保全区域における制限行為に対する許可 海岸保全区域において、海岸法第8条に掲げる制限行為について許可を与える場合には、海岸法の趣旨を踏まえ、下記要件を満たす場合に許可する。		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海岸保全施設の維持管理及び構造等に支障を及ぼさないこと ・ 海岸保全施設の整備計画に支障を及ぼさないこと ・ 工作物を設置する場合は、安全な構造であること ・ その他海岸の保全に著しい支障を及ぼさないこと ・ 他の法令により規制を受ける行為をする場合は、当該規則に従うこと 		
受付機関	農林事務所 土木事務所	処理機関	農林事務所 土木事務所
交付機関	農林事務所 土木事務所	標準処理期間	30 日
		標準経由期間	日
		目次NO	